

1 経緯

- 平成29年5月の統計改革推進会議において、各府省にEBPM推進統括官を設置するとともに、各府省のEBPM推進統括官等から構成されるEBPM推進委員会を中心として、政府としてEBPM（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案※）を推進することが決定。

※ ロジックモデル（政策の目的と手段の論理的な因果関係や政策手段の効果を測るための指標等を表したもの）等を用いて政策の検証を行い、より確かな根拠に基づく政策的意思決定を行うもの。

- 警察庁においては、同決定に基づき、平成30年4月に政策立案総括審議官を設置し、その統括の下、各種EBPMの取組を進めているところ。

2 これまでのEBPMに関する取組

(1) EBPMの実例創出に関する取組

EBPM推進委員会の決定に基づき、本年度は、各府省において、EBPMの観点から施策の検証・立案を行った実例の創出に取り組むこととされたところ。

警察庁においては、内閣官房行政改革推進本部事務局が選定した参考人（大学教授等）の助言を受けつつ、ロジックモデル等を用いて施策の検証を行い、EBPMの考え方や手法の浸透を図った。

ア 特殊詐欺における高齢者犯罪被害対策

被疑者に対する捜査の過程で把握された高齢者等の名簿を警察庁において集約し、これを基に、各都道府県警察が委託したコールセンターのオペレーター等による注意喚起を行うもの。

イ 機動警察通信隊における映像伝送用ドローンの運用態勢強化事業

災害発生時等に、安全を確保しつつ効果的かつ効率的に現場映像の撮影・伝送を行う「映像伝送用ドローン」の運用態勢を強化するもの。

(2) その他の取組

○ 社会情勢の変化と治安上の課題の分析

警察が保有する各種統計の改善と分析手法の高度化に関する調査研究を平成31年度に実施すべく、研究者の意見も聴取しつつ検討中。

3 今後の方針

警察に関する施策の企画立案にEBPMの考え方や手法が取り入れられるよう、引き続き、内閣官房行政改革推進本部事務局と連携しつつ、取組を推進。